

# 特定非営利活動法人自立生活センター松山 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人自立生活センター松山と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を愛媛県松山市萱町二丁目8番2号に置く。

2 本会は、前項のほか、従たる事務所を愛媛県松山市味酒町2丁目13番地19に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、様々な人々が共に生活していく社会の実現を図るため、障害者（児）を中心に、高齢者、子どもも含め、それらの本人を取り巻くすべての人たちが自立した生活を営んでいくための支援に関する事業、福祉の増進に関する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 障害者（児）を中心に、高齢者、子どもも含め、それらの本人を取り巻くすべての人たちの自立生活にかかわる支援事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活

#### 支援事業

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (7) 訪問介護、居宅介護支援等の介護保険事業
- (8) 福祉有償運送事業
- (9) 各種研修事業
- (10) インクルーシブなまちづくり事業
- (11) ゆめ風ネットまつやま事業
- (12) 人権に基づく教育、啓発、権利擁護事業
- (13) 子ども食堂事業
- (14) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人および団体
- (3) その他の会員 別に規則において定めた会員

#### (入会および入会金等)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は前項の入会申込み者が、第3条に定める本会の目的に賛同し第4条に定める事業に協力できるものであると認めるときは、正当な理由が無い限り入会を承認し、入会申込み者に対し、これを通知するものとする。

3 前項の通知を受けたものは、別に規則において定める入会金と年会費を払い込むことによって正会員となることができる。

4 入会金及び年会費の額は、理事会の議決を経て、別に規則において定める。

#### (退会)

第8条 正会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または正会員である団体が解散したとき
- (2) 年会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、理事会の議決の前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 本会は、すでに納入された会費その他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員

(役員の種類および定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長（以下「代表」という）とし、2人以内を副理事長（以下「副代表」という）としておくことができる。

(欠員補充)

第12条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(選任等)

第13条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 代表、副代表は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第14条 代表は、本会を代表し、その業務を統轄する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び、総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事会開催の請求を行い、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事については、前項の規定にかかわらず、後任が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (解任)

第16条 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該理事を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### (相談役)

第17条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、学識経験者または本会に功労のあったもののうちから、理事会の推薦により、代表が委嘱する。

3 相談役は、本会の業務の処理に関して代表の諮問に答える。

4 第15条第1項の規定は、相談役について準用する。

## 第5章 会議

(会議の種別)

第18条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第20条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および活動予算の作成並びにその変更

(2) 入会金および年会費の額

(3) 理事の選任、解任、報酬、職務

(4) 総会に付すべき事項

(5) 事務局の組織および運営

(6) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告および活動決算の承認

(2) 定款の変更

(3) 合併

(4) 解散

(5) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があったとき

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第14条第4項第5号の規定により監事から開催の請求があったとき

(招集)

第22条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会日の2週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第1号又は第2号もしくは第3項第2号又は第3号の請求があった場合は、代表は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第23条 総会および理事会の運営方法は、この定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第24条 総会は、正会員が2分の1以上出席した場合に成立することとする。

2 理事会は、理事の過半数が出席した場合に成立することとする。

(議決)

第25条 総会および理事会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会および理事会において、第22条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

4 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第26条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条および前条第1項の規定に適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第27条 代表は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面または電磁的方法により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要と議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 理事会の議事については、第28条の規定に準じ議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人が記名、押印し、これを保存しなければならない。

4 前3項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は代表が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て代表が別に定める。

(会計)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

2 その他会計に関する必要事項は、別に定める。

(事業計画および活動予算)

第32条 本会の事業計画および活動予算は、代表が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画の変更および支出の変更(軽微なものを除く)は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および活動決算)

第33条 本会の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、代表が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第36条 本会は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第37条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第8章 雑則

(事務局)

第38条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を経て代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示する。法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(実施規則)

第40条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

## 附則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の正会員の入会金及び年会費は、第7条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

入会金 1万円

年会費 1万円

3 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

代表 中村 久光

副代表 坂本 一彦

同 天野 博之

理事 堀内 勇

同 久保 智子

監事 鎌田 勇

4 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、法人成立の日から2002年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から2003年3月31日までとする。

6 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。